

## 教育への政治介入を許す教育委員会制度の改悪に反対する決議

1 政府は、本国会に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」）の改正案を提出した。同改正案は、①各自治体の首長に、政府が策定する教育振興基本計画を参酌して、教育行政の基本方針となる「大綱」を定める権限を与え、②首長が主催する総合教育会議に教育委員を参加させ、ここで調整された事項については、教育委員会に結果尊重義務を課す、③また、教育長と教育委員長を統合した責任者である新たな「教育長」を置き、「教育長」は首長が議会の同意を得て、直接任命・罷免し、④「教育長」の任期は他の教育委員よりも短く3年とする、⑤これまで条例で定められ身分保障されていた教育長の勤務条件を、一般職と同様とするというものである。

かかる「改革」は、政府や首長の政治的な意向を教育に反映させ易くするものであり、断じて容認できない。

2 そもそも、現行の教育委員会制度は、政治権力によって利用され翻弄され続けた戦前の教育の反省から生まれた。本来、教育は人間の内面的価値に対する文化的な営みであって、子どもの成長発達の観点からも多数決原理が支配する政治的影響によって支配されるべきでなく、教育内容に対する時の政府や行政の介入は許されない。そこで、教育の民主化を図り、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保するために、首長から独立した執行機関である教育委員会が教育行政を行うことにより、教育が党派的な利害に左右されることがないようにするとともに、合議体の委員会とすることにより、一部の者の独断や恣意の介入を防ぐ仕組みとなっている。

上記地教行法改正案は、教育委員会を執行機関とするものの、教育長の権限を大幅に強化した上で、その任免を首長が直接行い、条例による身分保障もない。これにより、教育委員会の代表者が、名実ともに「首長の部下」となってしまふ。さらに、これまで教育委員会の権限であった教育政策の方針を決定する権限を首長に移し、政府の策定する教育振興基本計画を参酌して策定される大綱や総合教育会議を通じて教育に対する政治介入の度合いを強め、また時々の政府や首長の政治的な意向により教育を左右することが可能となる。

これでは、教育委員会制度を設けた趣旨が完全に没却されてしまふ。

3 教育委員会制度の改悪は、いうまでもなく安倍政権の目指す教育改革の一環である。安倍教育改革の狙いは、①戦争をする国のための人材づくりと②世界で一番企業が活動しやすい国のための人材づくりである。

今回の教育委員会制度の改悪は、そのために地方教育行政に政府や首長という政治権力が介入することを容易にする仕組みづくりであり、教育の政治的中立性、継続性、安定性を根本から破壊するものであり到底許されない。

自由法曹団は、かかる教育委員会制度改悪に断固反対するものである。

2014年5月19日

自由法曹団2014年5月研究討論集会